

司法アクセス・レビュー

司法アクセス推進協会 News Letter

司法アクセス・レビュー 第47号 2026年（令和八年）1月20日

特定非営利活動法人 司法アクセス推進協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門5-3-20 仙石山アネックス109 熊谷・若江法律事務所内

URL <https://www.shihouaccess.jp/>

第47号

Contents

新たな時代に対応した法律扶助の充実を	会長 若江 健雄	2
再審法制の見直し、主要論点で意見の対立鮮明に —法制審議会		3
外国人政策の見直しに着手 —高市政権		5
動き出すか「スパイ防止法」（インテリジェンス・スパイ防止法）		6
同姓婚訴訟、高裁の憲法判断分かれる —東京高裁など		7
旧姓使用法制化の動きで選択的夫婦別姓遠のく		9
トランスジェンダーの性別変更時の「外観要件」は違憲 —東京高裁		10
AIに個人情報、同意不要 —個人情報保護法改正案		11
参院選の「一票の格差」、広島高裁も「違憲状態」判決		12
浜岡原発審査で耐震データ捏造（中部電力）		13
Focus 民事法律扶助サービスと提供者の課題	大石 哲夫	14
編集後記		16

新たな時代に対応した法律扶助の充実を

司法アクセス推進協会 会長 若江 健雄

新

年あけましておめでとうございます。

2026年は「総合法律支援法」に基づき日本司法支援センター（法テラス）が業務を開始して20年目を迎える年です。我が国の戦後の民事法律扶助事業は、1952年に日弁連により設立された「法律扶助協会」に始まり、2000年に制定された「民事法律扶助法」を経て現在に至っています。

国民の司法アクセス権は弁護士のボランティアから法制度による保障へと変化しました。法テラスが開業して20年となり、この間の業務の中で国民の司法アクセス権が十分保障される運用がなされてきたか、援助を支えるべき法曹は今後も確保することが可能となるのか、民事法律扶助に対する国の予算は充実してきたか等々の観点からこれまでの法テラス事業を改めて検証すべき時期に来ていると思われます。日弁連においても諸観点から検討され、また諸外国の民事法律扶助制度の研究者や法曹関係者との交流もなされておりますが、当協会においてもその一翼を担う活動ができればと考えます。

一方で、訴訟手続きもコンピューターの使用が前提とされ、AIを使用すれば自らが民事訴訟へのアクセスも可能となる時代に向かっており、国民の司法アクセス権の保障方法やその支援の仕方についても変化が出てくるのではないかと考えられます。

これからも民事法律扶助制度は国民の法の下の平等や裁判を受ける権利を実質的に保障するために必要不可欠なものです。時代によりこれを実現する制度やその運営にも変化が生じてくるものと考られます。当協会も国民の司法アクセスへの保障が今後どうあるべきかを究明していきたいと思います。

再審法制の見直し、主要論点で意見の対立鮮明に —法制審議会

刑 事裁判をやり直す再審制度の見直しを議論する法務省の法制審議会（法相の諮問機関）の部会（法曹三者と学者で構成）は昨年4月から証拠開示のあり方などについて検討を重ねてきましたが、12月16日法務省からあらたな案として「検討資料」が示されました。

再審制度は、冤罪被害を救うために刑事裁判をやり直す仕組みですが、1966年の静岡県の一家4人殺人事件で死刑が確定した袴田巖さん（89）が一昨年無罪確定となり、救済の遅れが問題になったことなどから見直し議論が本格化しているものです。

現行の刑事訴訟法には再審の証拠開示に関する明文規定がなく、裁判所が検察に開示をどの程度促すかは裁判官の裁量次第で、検察が開示に応じる法的義務もありませんでした。袴田さんのケースでは、再審無罪につながる証拠開示まで、最初の再審請求から30年近くかかりました。また、裁判所の再審開始決定の度に繰り返される検察の不服申し立て（抗告）も、審理の著しい長期化を招いたとの強い批判が出されました。

再審請求では、有罪が確定した元被告側が、確定審にはなかった新証拠を裁判所に提出しなければなりません。裁判所が「無罪を言い渡すべき明らかな新証拠」と認めれば、再審開始となります。その後の再審公判で、新証拠を踏まえて有罪、無罪が決められます。

今回の検討資料では、再審手続きに関し①再審請求審の証拠開示、②再審開始決定に対する検察の抗告、③開示証拠の目的外の使用、④再審請求の調査手続きなどの論点について法務省の考えが示されています。

❶ 証拠開示の関連性の範囲で対立

このうち、再審請求審の証拠開示については、裁判所に証拠開示を命じることを義務付ける点では、意見の一致が見られました。しかし、証拠開示の対象範囲については日弁連委員と法務・検察委員では意見が大きく分かれました。検討資料のA案では、新証拠の提出を受けた裁判所は再審請求理由に「関連した証拠」について、開示の必要性と弊害を考慮し、相当と認めるときは検察官に開示を命じるとしてい

ます。裁判所は検察官に保管する証拠の一覧表の提示も命じることができます。

現行の再審請求審でも、裁判官は裁量で開示命令を出すことがあります。法務・検察側は、A案は「現在の運用とかわらない」としています。これに対し、日弁連側は、A案では従来裁判官の裁量で開示されていた証拠も「関連性なし」と判断され、開示範囲が現在よりも狭まる恐れがあると反論し、「関連性」の縛りなしで裁判所が開示を命じられる裁量規定も必要と訴えています。

検討資料では「一定の類型に該当する証拠」も開示対象とするB案も併記されましたが、B案は議論の対象から外れ、今後A案をベースに議論することになります。日弁連委員の危惧に対し、部会では刑事法学者らは、関連性の範囲は「審理の経過に応じて広がり得る」と説明しています。

しかし、「関連性」はこれまで、検察が証拠を開示しない理由として使われていた言葉で、非常に狭い解釈も可能なのです。袴田さんの弁護団は、1990年に関連性なしとして事件の重要な証拠たる「5点の衣類のカラー写真」の開示を認めなかった検察の対応を指摘し、「再審請求の理由関連性」が狭く解釈されれば「重要な証拠が開示されなくなる恐れがある」との見解を示しています。法制審の委員を務める鴨志田裕美弁護士は部会後の会見で「関連性の範囲はどこまでか、具体的な話がほとんどないまま条文が作られる怖さがある」とし、今後の部会の中で具体例をあげながら議論するよう求めました。

❷ 検察官の不服申し立て（抗告）でも対立

再審開始決定に対する検察の不服申し立て（抗告）については、禁止するA案と禁止しないB案が併記されました。今の刑事訴訟では裁判所が再審開始決定をしても検察が不服を申し立てることが可能で、永く「再審を始めるかどうか」の争いが続きます。熊本県の一家殺傷事件をめぐり、死刑確定から1983年に再審無罪となった免田栄さんの場合、初めての再審開始決定から再審開始が確定するまで24年を要しています。

日弁連は、かねてより「再審開始決定に対する検察の不服申し立てにより、無辜の人の救済が遅れる」

と批判してきました。これに対し、法務・検察関係者は「確定した有罪判決を地裁の判断だけで決めるのは考えられない」とし、法的な安定性が失われるとして「絶対に譲れない」と主張しています。

しかし、再審開始決定はあくまでも新証拠に基づく裁判を開始すべきとの決定です。元最高裁判事の宇賀克也氏は「再審開始決定は無罪判決とは違う。検察官は不服があれば、再審公判で有罪立証すればよい」と述べ、日弁連の主張を支持しています。

検討資料では、開示証拠の「目的外使用」を禁じる規定と罰則も盛り込まれました。通常の刑事裁判でも同様の規定があり、被害者や関係者の名誉などを守る同様の規定があります。部会では、「証拠開示を制度化するなら、目的外使用禁止の規定も必要」との意見が出されました。

しかし、過去の再審請求では、弁護士らに開示された証拠が報道されて事件の問題点が広く知られるようになったケースは少なくありません。袴田さんの事件の再審請求では、犯行着衣とされた「5点の着衣」のカラー写真が証拠として開示され、その写真を見た支援者が衣類の色を不自然と感じ独自の実験を繰り返し、報道機関もカラー写真の提供を受けて報じました。

法務・検察関係者は「証拠の内容を伝えたりイラストで表現すれば可能」と説明していますが、通常の裁判は公開されるのに対し、再審請求審は非公開です。学者やジャーナリストらでつくる「司法情報公開研究会」は、一律に禁止規定を設けないよう部会に申し入れました。ジャーナリストの江川紹子氏は「再審請求審は、証拠が法廷で公にされる通常の裁判と違い非公開で密室で行われる。外部からの目が届かなくなるのは問題だ」と指摘しています。

さらに検討資料には、裁判所が再審請求を「遅滞なく」調査し、請求の必要がないと認めたら棄却するよう義務づける「スクリーニング規定」も盛り込まれています。

法務・検察側は「裁判所のサボタージュを防ぐ規定」とし、迅速化に資するとしています。一方、日弁連側は「多くの再審請求が証拠開示がなされる前に棄却されることになりかねない」「冤罪被害者を迅速に救済するはずが迅速に棄却する法案になりかねない」と主張し、見直しを求めています。

改悪につながる恐れも

再審請求は元被告側が「無罪を言い渡すべき明らかな新証拠」を提出することが要件ですが、明らか

に理由がない請求もあるとされています。16日の部会ではこうした請求を除外することで審理が必要な事件の手続きが充実するとの意見も出されたとのことです。

再審制度に詳しい田淵浩二・九大教授（刑事訴訟法）は「検察に証拠を開示する前に、簡易・迅速な棄却を義務づける案に衝撃を受けている。乱用ともいえる再審請求が多いことは事実でスクリーニング（選別）の必要はある。だが、今回の案には棄却対象を広く捉えられる表現もあり、選別の域を超えており、このまま法制審議会の部会の意見がとりまとめられれば、改悪につながりかねない」と指摘しています。

再審制度の見直しを検討しているのは、法制審だけではありません。自民党の柴山晶彦政調会長を会長とし、与野党の国会議員約370人が参加する「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」は、袴田さんの再審公判中だった2024年に発足し、関係者からのヒアリングを経て、再審法の改正を盛り込んだ刑訴法改正案の骨子を取りまとめました。従来、再審制度の改正に消極的であった法務省が見直しに着手したのはその直後でした。

議連の法案は25年6月、野党6党によって衆院に提出されました。議連案では、検察の不服申し立てが救済を遅らせたとの批判を受け、禁止が明記されています。

議連では先の国会での自民党の反対で、党内手続きがすすんでいない状態が続いている。

議連案は袴田さんの事件など深刻な冤罪被害を生んでいる現状に鑑み、その早期救済を図るべく、証拠開示の幅を広げ、検察官の異議申し立てを禁じる内容となっています。法務省は議連案の存在をにらみ、法制審の結論を急いでいますが、法制審の議論がこのような現状のままなら、議連案を軸に、冤罪を真に救済できる制度作りへの審議を国会で進めるのが最善だといえます。

今こそ再審は「無罪の救済」という制度本来の機能からの制度設計が求められています。

（主な参考資料 2025年12月17日朝日新聞、同読売新聞、同毎日新聞、同東京新聞、12月22日東京新聞、12月28日、26年1月4日朝日新聞）

外国人政策の見直しに着手 一高市政権

高

市早苗首相は11月4日、新たに設置された「外国人の受け入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」において、外国人材やインバウンド（訪日外国人）の重要性を挙げた上で、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱を指摘し、「排外主義とは一線を画しつつも、こうした行為に政府として毅然と対応する」と述べ、在留資格の審査の厳正な適用、オーバーツーリズム対策の強化、外国人犯罪への適正な強化、外国人の土地取得のルールのあり方など幅広い分野にわたって、「スピード感」をもって1月をめどに方向性をまとめるよう指示しました。

受け入れ制限、不動産の登記把握、医療費不払い情報など

これを受けひらかれた11月27日の有識者会議の初会合では、①出入国・在留資格につき、受け入れ制限を含む外国人受け入れの基本的なあり方に関する検討、在留資格や日本国籍取得に関する審査の厳格化、②土地取得につき、不動産の移転登記などの際の国籍を把握、所有者の情報を一元的にデータベース化、③社会保障・教育については、医療費の不払い情報を一万円以上から入国審査で活用、自治体から外国人学校への補助金の適正な実施などの項目を挙げ、検討を開始することが確認されました。

高市首相は、「秩序ある共生社会の実現」を掲げていますが、今回検討項目として列挙されたものみると管理の厳格化に片寄り、しかも十分な検討の期間をおかず、前のめりで共生の視点を欠いているといわざるを得ないものになっています。

外国人労働者や訪日外国人が過去最多を更新する状況に不安を感じる人々がいることは事実ですが、外国人政策は国のあり方にとって最も重要な問題であり、多方面からの視点と事実にもとづいた冷静な態度こそ本来求められているものです。

例えば、出入国・在留資格管理についていえば、この間の外国人の大幅な増加にもかかわらず、外国人の刑法犯検挙者数は2005年の1万4,786人に対し、23年は9,726人に減少しています。不法滞在者数も1993年の約30万人に対し、25年1月の時点で7万4千人余と4分の1となるなど明らかな減少傾向に

あり、治安悪化を示すようなデータはなく、規制強化を必要とする根拠たる事実はないのです。殊更に外国人の違法行為を取り上げ、規制強化に走るのは、差別と排外主義を生むおそれのあるものです。

外国人の土地取得については、外国人の不動産取得がマンション価格の高騰を招いたりしているという危惧が伝えられていますが、国土交通省の調査でも、6月までの半年間で東京都の新築物件を取得した人のうち、外国人の割合は3%に過ぎないのが実態なのです。そもそも、我が国の土地利用規制法は、外国人の土地取得は禁止していません。日本人と外国人の待遇に格差をつけないとする世界貿易機関（WTO）の協定を日本が結んでいるためです。貿易大国である日本の、しかも財産権の制限に関わる問題です。政府は土地所有者や利用実態を調査できるスキームの導入を検討していますが、外国人による不動産投資の増加は円安などの影響が大きいとも指摘されており、屋上屋を重ねる規制の有効性には大きな疑問が残ります。

外国人との共生施策は脆弱

このように政府が検討しようとしている施策は専ら規制の強化に走るものが列挙されていますが、その反面外国人との共生のための施策は脆弱なままでなっています。

政府はこの間、改正入管法の施行により難民認定申請を2回に限るなどして不法滞在者の減少を進めています。今日、出稼ぎ目的の不法滞在者の大半は退去命令に従っていますが、日本で育ったり、難民認定されず、退去を拒む人は約3千人にのぼっています。我が国の難民認定率が2.2%（24年）とG7の国の中でも桁違いに低い（アメリカ58.5%、ドイツ20.0%、カナダ68.4%）ことが要因ですが、出入国管理庁は「不法滞在者ゼロプラン」を打ち出し、強引な強制送還を進め、多くの人権問題を引き起こしています。日本は、国際的な難民認定基準である「迫害」の定義を極めて厳格に解釈し、他国では難民と認められる人まで強制送還の対象にしているのが実態です。

日本社会は少子高齢化が進み、産業や暮らしの場で外国人が欠かせない役割を担っています。地域で

生きる仲間として尊重し、互いに理解と共生を進めていく必要があります。日本語や日本の文化・習慣を学ぶ場の充実、生活のサポートといった様々な施策の検討こそ今必要とされているといえます。

外国人に対する人権侵害や差別が許されないことは普遍的な規範であり、そうした規範を国際人権規約の批准などを通じて共有してきた日本は、重い責任を負っています。

高市首相は、「排外主義と一線を画す」と繰り返していますが、発すべきは排外主義を「決して許さない」というメッセージです。

(主な参考資料 2025年11月5日、14日、28日朝日新聞、10月31日、12月17日読売新聞、11月6日、12月5日毎日新聞、11月5日、9日、19日、12月23日東京新聞)

動き出すか「スパイ防止法」 (インテリジェンス・スパイ防止法)

高 市政権は、外国勢力のスパイ活動を取り締まるとともに、インテリジェンス（情報収集・分析）機能の強化をめざすとして「スパイ防止法」（インテリジェンス・スパイ防止法）の制定を目指しています。

高市内閣、連立政権合意に「スパイ防止法」

高市首相は11月26日、就任後の初の党首討論でスパイ防止法の制定に向け、「検討を開始して速やかに法案を策定することを考えています」と表明しました。

高市首相は就任前からスパイ防止法の必要性をたびたび強調してきました。5月には自民党の治安・テロ・サイバー犯罪対策調査会の会長として、『『治安力』の強化に関する提言』を石破前首相に提出し、「諸外国と同水準のスパイ防止法の導入に向けた検討も推進すべき」と提案しています。

高市首相は10月20日の日本維新の会との連立政権合意にスパイ防止法の策定を明記し、これを受けて自民党内に「インテリジェンス戦略本部」を設置しました。11月21日のインテリジェンス戦略本部では、連立合意に基づき「現在の内閣調査室を『国家情報局』に、内閣情報官を『国家情報局長』に格上げしてインテリジェンスの司令塔とすることや、外国勢力に特定秘密を漏洩した場合の罰則強化」など「スパイ防止法」の制定につながる法案の検討・成立を目指すことを明らかにしています。

このような動きに一部の野党も呼応し、国民民主党と参政党はすでに、スパイ防止法やインテリジェンス強化をめざす法案を国会に提出しています。

冷戦時代末期の1985年、当時の中曾根政権はス

イ防止法にあたる国家秘密法案を国会に提出しましたが、「秘密」の定義があいまいで、恣意的な運用への歯止めが十分でなく、しかも最高刑が死刑であったことなどから、言論・表現の自由を侵害するとの世論の強い反対により廃案となりました。

その後、政府は経済活動の国際的な発展と展開の中で、国家秘密を守るための法整備が必要として、第2次安倍政権において2013年、防衛・外交・スパイ・テロの4分野を対象にした特定秘密保護法を制定し、また、25年5月には宇宙、サイバー、先端半導体など経済活動と安全保障に関わる情報の保護に関する「重要経済安保情報保護法」が施行されています。

ところで、一部の保守勢力から国会などにおいて「我が国はスパイ天国といわれる状態だ」と揶揄する発言がなされています。このような一連の動きの中、石破前政権は8月15日、「政府としては、外国情報機関により我が国に対する情報収集活動が行われているとの認識の下、カウンターインテリジェンスに関する機能の強化は重要と認識しており、情報収集・分析体制の整備強化、違法行為の取り締まりの徹底に取り組んでいるところである」とし、従って『各國の諜報活動が非常にしやすいスパイ天国であり、スパイ活動は事実上野放しで抑止力がまったくない国家である』とは考えていないとの答弁書を閣議決定しています。

排外主義、外国の脅威を ことさらにあおる動き

今日、かつて自民党が必要とした国家秘密法の内容は実は殆ど備えているのであり、スパイ防止法を改めて必要とする立法事実はないとするべきです。

しかし、昨今の「日本人ファースト」に象徴される排外主義、外国の脅威をことさらにつける風潮の中、高市政権はこれにあおられるように前のめりで、更に新法が必要だとしているのです。

現在のところ高市政権が検討しているのは刑法などを所管する関係省庁を調整し、体制を強化する「基本法」に加え、外国政府のために国内で活動する人に日本政府への登録を義務づける「外国人代理人登録法」などです。外国の利益を代表して活動する人が外国代理人とされ、活動内容や資金の出所などを登録して公開する義務を課し、違反には罰則をかける仕組みです。日本人であっても外国人と一緒に活動していたら、外国人とみなされるような恣意的な運用の懸念がぬぐえないものです。

また、国家情報局など情報機関の設置の検討があげられていますが、海外でのスパイ活動をする対外情報局、すなわち日本版 CIA（米中央情報局）の設置も掲げられており、自国の情報が洩れることに関する厳罰を課す一方、外国から秘密の情報を取る制度も公式に作ろうとしています。

より深い情報収集と的確な分析が必要だとしても、通信傍受や身分の偽装など情報機関の活動や権限が

際限なく広がれば、国民の自由や権利に関わる問題が生じます。

仮に情報機関の設置を検討するなら、その情報機関の活動を監視する独立した外部監視機関の設置や、国会の常設監査委員会による監視などが必要不可欠ですが、そのような検討がなされていないことも大きな懸念の一つです。

高市首相は、台湾有事を巡る自身の発言で、中国との関係が悪化しても、事態を收拾せず、ネット上などでは、根拠のない排外的な言説が流布しています。首相の台湾発言を批判する人に「おまえは中国のスパイか」と野次ったり、スパイ防止法に反対する人に向かって「お前はスパイか」とスパイ呼ばわりといった戦前を彷彿とするようなことが起きています。

民主的な手続きが十分に担保されない情報保全や情報機関の強化は、自由で多様な意見を許さない社会を作るおそれがあり、民主社会の根幹をゆるがすものです。

(主な参考資料 2025年11月19日毎日新聞、12月5日、8日朝日新聞、11月28日読売新聞、12月3日、16日東京新聞)

同姓婚訴訟、高裁の憲法判断分かれる—東京高裁など

同性婚を認めていない婚姻制度の違憲性が争われた裁判で、東京高裁（東亜由美裁判長）は11月28日、同性カップルの婚姻の自由は「憲法で保障されていない」とし、「合憲」とする判決を示しました。一審東京地裁は2024年3月、現行法の規定は憲法24条2項に「違反する状態」としましたが、原告側が「違憲」であるとして控訴していました。

全国で起こされた計6件の訴訟で、先行した5件の高裁判決はいずれも「違憲」としていましたが、最後の高裁判決となった東京高裁が、唯一の「合憲」判断を示したものです。これで二審判決が出そろい、早ければ26年中にも最高裁が統一判断を下すものとみられます。

東京高裁判決は、憲法前文にある「われらとわれらの子孫のために」などの文言を引き、婚姻は男女が子どもを産み育て国家を維持するための制度であ

り、同性による婚姻は憲法で保障されていないとし、同性カップルの婚姻を認めない現行の民法や戸籍法などは、法の下の平等を定めた憲法14条1項、婚姻の自由を保障した同24条1項、個人の尊厳を同条2項に違反しないとしました。

一方、相続や社会保障、税など同性カップルの法的利益が実現していないことを認め、現在の状況が続くのであれば「いずれ憲法違反が生じることは避けられない」としつつ、「新たに社会的承認を受けた家族」として同性カップルのための法制度をつくるのであれば、まずは国会の検討と判断が不可欠であるとし、同性婚は「国会の立法措置に委ねられている」と指摘しました。

また、現行制度のもとでも、扶養義務や相続などは契約で代行できるとし、相当程度の自治体でパートナーシップ制度が導入されていることに言及しました。

一方、先行した名古屋など5件の高裁判決は、異

性間に限る現行婚姻制度が国会の立法裁量を超えて差別的だとの認識に立ち、憲法14条1項と24条2項などに違反するとの判断を重ねてきました。「日常生活、職場、社会生活の各場面で人としての営みに支障が生じている」（札幌高裁）などとして、当事者のつらい立場を誠実に受け止め、「個人」の尊厳が損なわれている現状を重視したとも言えるものです。

婚姻が法的に認められることにより、カップルは法的利益だけでなく社会的にさまざまな便益を受けます。それは個人の内心に幸福感や安定感をもたらす人生の重大事です。それだけに同性カップルが生涯結婚できない影響は深刻で、人権侵害の程度が著しいと言わざるをえないものです。

❸ 政治のサボタージュを追認する 東京高裁判決

今回の東京高裁判決は、当事者の苦境に正面から向き合った判断とは言い難いものです。国会の裁量権を尊重したともいえるのですが、法改正を迫る違憲判断を避け、当事者からすれば解決を遅らせるものでしかない結果を生み出すものです。

現に、国会では、同性婚を可能とする野党提出法案は審議にも付されず廃案となっていました。保守色を強める高市政権は以前にもまして、消極的な態度に終始しています。こうした現状を踏まえるならば、「国会の裁量権」を持ち出し、人権救済を政治の裁量に委ねるのは、司法が「人権の砦」の役割を放棄したものと指摘せざるを得ないものです。

同性婚は2001年のオランダを皮切りに、欧州やア

ジア、北南米など約40か国・地域で実現しています。日本はG7で唯一、同性カップルの法的関係を認めていない国です。この間、日本社会では、企業や自治体でも多様性に対する理解が深まり、世論調査では同性婚容認は7割に達しています。

判決の後、弁護団は「少数者の人権を救済する司法の役割を放棄した」「同性カップルの尊厳が侵害されている現状を是認し、極めて差別的だ」と批判しました。

原告の一人の福田理恵さんは、「私たちは『祝福に値しない存在』と言われたと感じます」と涙ながらに語りました。

春山習・日大准教授（憲法学）は、東京高裁判決に対し「同性カップルの苦境を軽視した不当な判決だ。契約やパートナーシップ制度で不利益が緩和されるといった言及もあり、5つの高裁判決で積み重ねてきた論理から大きく後退した」と指摘し、「判決は国会が立法に取り組んでいないわけではないとしているが、同性婚を可能にする法案は審議もされず、廃案になっており、国会が問題解決に動いているとはいえない。立法裁量を過度に重視し、合憲判断を導いている」と批判しています。

このうえは、東京高裁が果たせなかつた「少数者の人権を守る最後の砦」として、最高裁がどのような判断をおこなうかが、注目されます。

（主な参考資料 2025年11月29日、12月2日毎日新聞、11月29日読売新聞、11月29日、12月14日朝日新聞、11月29日、12月2日東京新聞）

旧姓使用法制化の動きで選択的夫婦別姓遠のく

高

市早苗首相は2025年12月9日の予算委員会で野党の質問に答え、行政手続きや金融機関などで旧姓を使う人の不便や不利益を解消すべく結婚前の旧姓を通称として使用できるよう法制化する方針を表明しました。自民党と日本維新の会が10月に交わした連立合意書にも「旧姓の通称使用の法制化案を2026年通常国会に提出し、成立を目指す」ことが盛り込まれています。

高市首相は、就任前から選択的夫婦別姓の制度導入には慎重な態度で、一昨年の自民党総裁選では、石破茂前首相や小泉進次郎防衛相らが選択的夫婦別姓の制度化に前向きな姿勢を示すなか、高市首相は「旧姓使用拡大でほとんどの不便は解消する」と主張し、昨年3月には通称使用拡大法案を私案として公表しています。

男女平等参画会議答申案、内閣府が独断で修正

この高市首相の方針を反映してか、今後5年間の女性政策などの指針となる第6次男女共同参画基本計画の策定に向け、政府の男女共同参画会議がまとめた答申案に、内閣府が独断で8月に示されていた素案にはなかった旧姓の通称使用の法制化を求める文言が加えていたことが判明し、事前に知らされていなかった民間有識者が反発するという事態が発生しています。

安倍元首相のモリ・カケ問題における官僚の「忖度」を彷彿とさせますが、専門家による調査会の審議を経ることなく、政権の意向がただちに反映されるならば、会議の存在意義が問われるとともに手続きの透明性や公平性で重大な問題が生じます。

そもそも、夫婦同姓強制をめぐっては、1996年に法務省の法制審議会が慎重な審議を経て選択的夫婦別姓制度を導入すべきとして答申しているのです。このとき、法務省によって民法改正案が準備されたにもかかわらず、自民党の保守派が「夫婦別姓は家族の喪失につながる」などとして反対し、30年近く棚ざらしになってきました。

この間、最高裁は2015年と21年、選択的夫婦別姓を認めない現行制度を合憲と認めつつも、「国会で

論ぜられ、判断されるべき」と指摘しましたが、国会は全く動きませんでした。

ところが、経団連が24年6月、夫婦別姓を認めない現行制度が「女性のキャリア形成の障害となり、ビジネス上のリスクになっている」として、選択的夫婦別姓の早期導入を求める提言を公表したことを契機に、制度導入の機運が盛り上がり、一昨年の自民党総裁選で論点の一つとなりました。先の国会でも立憲民主党などの野党がそれぞれ選択的夫婦別姓法案を提出しましたが、このときも自民党保守派の反対で継続審議とされ、いわば膠着状態となっていました。

選択的夫婦別姓への流れ阻害

そこに降ってわいたようなのが高市首相肝入りの旧姓使用の法制化の動きです。

もともと、通称使用拡大の動きは、選択的夫婦別姓の機運が盛り上がるたびに持ち出されてきました。しかし、96年の法制審議会で退けられ制度論としては本来決着済みのものです。96年に法務省が発行した冊子にも、旧姓の使用を認めると「社会から見てその人が誰かということが分からなくなり、混乱を招く恐れがある」と指摘しているものです。

夫婦別姓の制度化が遅れる中で、この間、旧姓使用は広がり、住民票や運転免許証には併記ができるようになり、旧姓の通称が法制化すれば問題は解決すると高市首相をはじめ自民党保守派は考えているようです。

この理解は根本的に誤っています。日弁連が指摘していますが、現行の夫婦別姓強制は憲法に違反する人権問題であり、旧姓の通称使用では決して解決しえない問題なのです。96年の法制審議会が選択的夫婦別姓の制度化を答申したのもそのような背景に基づくものです。通称はいかなる制度的工夫をしても所詮は通称であり、正式な氏名に代わるものでなく、本来の氏名を語れない苦痛は解消できないものなのです。

現状では、改正した姓の94%が女性に偏っており、改姓に伴うアイデンティの喪失をはじめ、仮に旧姓通称使用の法制化案が通ったとしても、民間業者には努力義務が課せられるにすぎず、パスポートなど国際

的には殆ど理解されないさまざまな不都合が更に固定化することが予想されます。世界で夫婦同姓を強制している国は日本だけであり、国連の女性差別撤廃委員会からは数度にわたって女性差別を温存している状況の改善を求める勧告が出されています

世論調査でも、選択的夫婦別姓の導入を支持する人が多数を占めており、多くの女性団体をはじめ経団連や連合も選択的夫婦別姓制度の早期導入を求めています。

旧姓使用の法制化の動きは、選択的夫婦別姓制度の実現を先送りさせるものでしかありません。政府、国会がやるべきことは、このような社会からの要請にこたえて、一刻も早く選択的夫婦別姓制度の導入に踏み切ることです。

(主な参考資料 2025年12月3日読売新聞、12月4日、6日、16日朝日新聞、12月13日毎日新聞、12月4日、13日、16日東京新聞)

トランスジェンダーの性別変更時の「外観要件」は違憲 —東京高裁

 生時に定められた性別と性自認が異なるトランスジェンダーが、戸籍上の性別を変更する際、性器の外観も変えるよう求める性同一性障害特例法の要件（外観要件）は違憲かが問われた家事審判で、東京高裁（萩本修裁判長）は、当事者の状況によっては「違憲の事態が生じ得る」と判断し、申立人の場合は違憲になるとして、男性から女性への性別変更を認めました。10月31日付の決定です。性別変更の家事審判は争う相手方がいないため、今回の決定はそのまま確定します。

性同一性障害特例法は、性同一性障害を持つ人が戸籍上の性別を変更することのできる要件として、①年齢要件（18歳以上）、②非婚要件（現在結婚していない）、③子なし要件（未成年の子がない）、④生殖不能要件（卵巣や精巣がないか、その機能を欠く）、⑤外観要件（変更後の性別に似た外観をそなえている）を定めています。この要件を全て満たせば、家裁の審判を経て変更が認められます。

この要件のうち、生殖不能要件については、最高裁は2023年3月、違憲との判断を示しています。今回、東京高裁は高裁レベルでは初めて外観要件についても違憲との判断を示し、その上で、「立法府は裁量権を合理的に行使し、法改正をすべきだ」として、国会に法改正の議論を促しました。

申立人は出生時に男性とされたものの、女性として長年生活をしている50代の女性です。昨年1月に、家裁に性別変更を申し立てましたが、外観要件を満たさないとして却下され、高裁に即時抗告していました。

外観要件を違憲とする決定続く

今回の高裁決定は、性自認にそった法令上の扱いを受けることは「重要な法的的利益だ」と指摘しました。そのうえで、外観要件を満たすために性器の手術を必須とするなら、憲法13条が保障する「自分の意思に反して体への侵襲を受けない自由」を過剰に制約するとして2023年の最高裁判決を踏まえ、外観要件は公衆浴場などの混乱を避けることが目的で、手術しなくとも、ホルモン投与で性器の外観が変われば満たされると判示しました。ただ、ホルモン投与には重大な副作用があるうえ、性器の外観が変わらない人がおり、体質などから投与できない人もいると指摘し、こうした人にまで外観要件を課せば手術を受けるしかなくなり、憲法13条違反になるとして「違憲の事態が生じ得る」と判示しました。そのうえで、申立人はホルモン投与を20年以上受けているにもかかわらず性器の外観があまり変化していないが、だからといって外観要件を課せば違憲になるとして、申立人が女性として長年働いている点も踏まえ、性別変更を認めました。

外観要件については、23年の最高裁判決で「外観要件については審理が尽くされていない」として審理を差し戻された広島高裁が24年7月、「外観要件は手術を受けるか、性別変更を断念するかの二者択一を迫るもので、違憲の疑いがある」と指摘して、申立人の性別変更を認める決定をしています。その後も札幌家裁をはじめ昨年9月までに各地の家裁レベルでは少なくとも計5件の違憲判断が出ています。

最高裁は既に「生殖不能要件」を違憲・無効と判断しており、今回は「外観要件」についても家裁だけでなく、高裁においても違憲判断が出るに至っています。

性同一障害特例法は議員立法で成立した法律でありながら、国会では見直しを棚上げされる状況が続き、保守色の色濃い高市早苗内閣においては法の見直しが全く見通せない状況になっています。

早急な法改正が必要

戦後、最高裁が法令を違憲と判断したのは、特例法を含めて13件。そのほとんどはすみやかに規定の撤廃や見直しがなされています。明治大学の西川真一教授（政治学）は「（生殖不能要件が違憲とされたながら）2年も手当されないのは極めて異例。政府、与党のサボタージュだ」と断じ、「党内で合意できない

からといって、違憲と判断された法律を通用させているのは問題。三権分立の原則に立ち、すぐに着手すべきだ」と指摘しています。

特例法制定時に議論に関わった早稲田大学の棚村政行教授（家族学）は「当時は出生時の性別の割り当てと性自認の不一致が十分認識されておらず、厳格な要件の下で例外的に認めるという考えだった。時代や社会は大きく変わり、できる限り当事者の自己決定権を認めて法律などを変えるのは世界的な流れだ」と説き、「人権の問題は（多数派が）数の力で決めるこではない。当事者の生きづらさや不利益は差し迫っており、これ以上の問題の先送りや、放置は許されない」と述べています。

（主な参考資料 2025年7月20日、10月26日、11月12日 東京新聞、11月9日朝日新聞、11月12日読売新聞）

AIに個人情報、同意不要 個人情報保護法改正案

個人情報保護法は付則で3年ごとの見直しが定められており、所管する政府の個人情報保護委員会が2023年から改正に向けた検討を進め、このほど改正案の概要が明らかにされました。

同法は病歴や犯罪歴などの「要配慮個人情報」を取得する場合と、要配慮取得情報に限らず取得した個人情報全般を第三者に提供する場合、本人の同意が必要と定めています。なお、学術研究目的の場合は例外として、本人からの同意を取得しなくてもよいとされています。

本人同意は、この法の肝ともいう部分ですが、改正案では、統計情報などの作成にのみ利用される場合は、要配慮個人情報を取得する場合も、個人情報全般を第三者に提供する場合も、本人同意を不要とするとしています。また、学術研究の例外の対象に研究機関だけでなく病院や診療所も含めることも明記されています。更に、16歳未満の子どもの個人情報を取得する場合は、同意取得や通知の対象を本人ではなく法定代理人とすることが盛り込まれています。

このような規制緩和措置の一方で、お金儲けなどの意図的な違反行為を抑止すべく課徴金制度の新設が予

定されています。個人情報保護委員会はもともと25年の通常国会への改正案提出をめざしていましたが、課徴金制度新設への経済界から強い反発があり断念したもので、本人同意に関する規制緩和は、課徴金制度導入の見返りという側面もあるといわれています。

新設する課徴金制度は、お金儲けのような意図的な違反行為を抑止することが狙いで、情報漏洩などの安全管理義務違反は対象外としています。具体的には、本人をだますなどして経済的利益を獲得し、人権などの重大な権利利益を侵害した事業者が対象となり、違反行為で得られた利益に相当する額を課徴金として科すといった内容です。

今回の改正は、大量の学習データが必要なAI（人工知能）開発のために経済界から出されていた要望に応えたものですが、事後規制の強化メニューとして採用されたのは課徴金制度のみで、規制緩和の名の下で、個人情報が杜撰に扱われるのではないかという懸念が拭えないものとなっています。

経済界が期待するのは、AIの学習データの収集の加速化です。AI開発では、インターネットに公開されているウェブページを自動巡回して学習データを集めています。この際、本人の同意が必要な要個人情報

が混ざる可能性がありますが、今回の改正案では、同意を取らなくてもデータ収集が可能となります。

AIの経済安全保障上の位置づけが高まる中、大量のデータ収集や処理を行えるようにすることは国家戦略上も欠かせないものといわれています。欧州連合（EU）でも、欧州委員会がAIシステムの開発・運用に、生体情報などのデータ処理を一定の条件下で一部同意不要とする提案をしています。AI開発のデータ集めは世界的な潮流であり、今回の改正案はそれを意識したものともいえます。

今回の改正案の策定にあたっては、個人情報保護委員会は個人の権利利益に対する影響を勘案し、個人データ処理の結果生み出されたものが、特定の個

人とは切り離された統計情報なら「本人の権利利益を侵害するおそれがない」と整理しましたが、「影響がない場合」の規制緩和を進める一方で、「影響がある場合」の手当が十分とはいえない内容となっていましたとの懸念が残ります。今回の改正作業に当たっては、被害救済のための団体訴訟制度の導入も議論されましたが、経済界の反対を受けて見送られました。

個人情報保護法が専門の弁護士の森亨二氏は「規制緩和は悪質な業者に制裁を加える課徴金だけでなく、被害者を救済する団体訴訟制度とセットで進めるべきだ」と述べています。

（主な参考資料 2025年12月5日朝日新聞、同東京新聞）

参院選の「一票の格差」、広島高裁も「違憲状態」判決

「一票の格差」が最大3.13倍で実施された2024年7月の参院選は、投票価値の平等を求める憲法に違反するとして各地で提訴された裁判で、広島高裁（河田泰常裁判長）は11月25日、格差は正への取り組みが進んでいないとして「違憲状態」との判断を示しました。これで、24年参院選を巡り提訴された一票の格差訴訟の高裁判決が出そろいました。

「違憲」との判決ではありませんが、違憲の一歩手前ともいべき「違憲状態」との判断を示した高裁が11件（札幌高裁、仙台高裁秋田支部、仙台高裁、名古屋高裁金沢支部、広島高裁松江支部、広島高裁（2件）、広島高裁岡山支部、福岡高裁、福岡高裁宮崎支部、福岡高裁那覇支部）にのぼり、「合憲」とした5件（東京高裁（2件）、名古屋高裁、大阪高裁、高松高裁）を大きく上回りました。

最高裁は、各地の高裁判決を踏まえ統一判断を示す見通しです。

「一票の格差」問題は、議員一人あたりの有権者の数が選挙区ごとに異なり、一票の価値に不平等が出る問題です。24年の参院選では議員一人あたりの有権者が最も多い神奈川は、最も少ない福井の3.13倍になり、前回22年参院選の3.03倍から拡大し、一票の価値が3分の1に近づくものとなりました。

最高裁は、22年参院選をめぐる一票の格差について

ては「合憲」としつつも、「格差の更なる是正は喫緊の課題」とし、国会に区割りの抜本的な改正を求めていました。この判決には、違憲状態や違憲とする個別意見も付されていました。

この間、参院の与野党の代表者による参院改革協議会は24年、格差解消のための県単位の合区の必要では一致したものの、具体的な是正策の集約には至らず、是正措置がなされないまま、今回の参院選挙が行われました。その結果、最大格差は前回より拡大するという結果を招いたものです。

違憲状態と判断した11件の高裁判決は、このような国会の姿勢に厳しい目を向けました。広島高裁判決に先立って、福岡高裁は10月31日「議論の継続を確認するにとどまっており、格差は正に対する熱意の低下がうかがわれる」と指摘し、仙台高裁は11月7日「検討作業は殆ど進展しておらず、状況を開ける見通しがない」と断じました。福岡高裁は10月31日「合区は応急措置に過ぎない」「国会は格差は正に対する熱意の低下が明らか」と指摘しています。札幌高裁は11月30日「選出された議員を正当に選挙された全国民の代表と評価することに疑問が生じうる」との厳しい判断を示しています。

一方、「合憲」とした5件の判決は、2016年参院選で格差は正のため導入された合区により投票率の低下などの弊害があることなどの課題を指摘し、選

選制度の抜本的な改革が難題であることから時間がかかることはやむを得ないとし、国会への一定の配慮を示しました。しかし、今の状況を手放して容認したものでなく、東京高裁（梅本圭一郎裁判長）は11月12日の判決で、格差是正の具体的措置のデッドラインは28年選挙だとし、「何らの成案もないまま選挙が行われた場合には、違憲の判断がされるのは免れない」と指摘しました。

投票価値の平等は民主主義の根幹として憲法が定めているものです。国権の最高機関を担う代表を選ぶ手続きにおいて、「違憲状態」との判決が繰り返され、しかも、最高裁の「喫緊の課題」との指摘にも関わらず、何度も先送りされ、その結果格差が拡大している事態は異常であり、民主主義の危機と言わざるを得ないものです。

国の将来や人権のあり方を決める際に国民の意思を正当に反映させるには、一人一票の原則に近づける制度が欠かせません。その際、都会への人口集中、地方人口の減少という現実の中でどのような選挙制

度を構築するかは、国会が自らの手で果たすべき責務であり、もはや残された時間はないといえるものです。選挙制度の改革は各党の利害が対立する難しさが指摘されていますが、もはやそれを口実に改革をネグレクトすることは許されません。

衆院では、先の国会で衆院の議員定数の一割削減が唐突に提案されましたが、違憲状態とされている参院については何らの方策が示されない連立政権の党略的色彩が強いもので、最も重要な一票の価値の平等についての検討が全くなされていないものでした。野党の強い反対などで、衆院定数改正法案は審議入りしないまま継続審議となりましたが、「一票の格差の是正」を踏まえた衆参合せた全体の早急の制度設計と具体的な措置こそが求められています。

（主な参考資料 2025年11月12日東京新聞、11月26日、12月4日朝日新聞、11月26日読売新聞、11月30日、12月17日毎日新聞）

浜岡原発審査で耐震データ捏造（中部電力）

中 部電力は静岡県の浜岡原子力発電所の第三、第四号機の再稼働に向けた原子力規制委員会の審査に関連して、想定される最大の地震の揺れである「基準値振動」のデータを捏造していたことが判明しました。基準値振動は南海トラフ巨大地震などのプレート間地震や御前崎沖に沈み込む海洋プレート内地震などを想定し、断層が壊れる過程を考慮したモデルなどを用いて計算されますが、中部電力は19年、このモデルを用いて20組の地震波を計算し、平均値に最も近いものを「代表波」として選んだと説明し、23年9月に規制委員会は「概ね妥当」としていましたが、実際には、あらかじめ20組の地震波のセットを多数つくり、そのうち1セットを選定、更に18年ころからは数千組の地

震波を作つて都合の良い波を代表波として選び、これが平均値に最も近くなるように残り19の地震波を選んでいたことが発覚しました。

審査の大前提となるデータの信頼性は根本から覆り、今月7日に開かれた規制委員会は審査の停止を決めました。規制委員会の山中委員長は、「安全に関わる審査データの捏造案件。極めて深刻で重大だ」と述べ、審査を白紙に戻すとともに、中部電力の本社や浜岡原発への立ち入りも含めた規制検査をする考えを示しています。

（主な参考資料 2026年1月6日、8日朝日新聞、毎日新聞、読売新聞）

FOCUS

民事法律扶助サービスと提供者の課題

大石 哲夫

サービス提供者の減少、国際的な課題に

コロナ・パンデミック後の民事法律扶助は国際的に一定の安定状態を確保しているように見えます。裁判援助（証明書の発行数など）は、イングランド・ウェイルズでは2021-22年度の10万7千件から23-24年度では11万5千件になり、オランダでは22年度の25万9千件から24年度には27万3千件になりました。日本でも、代理援助の開始件数は2000年度からの5年間で10万件台を保っています。しかしながら最近の国際会議等では、民事法律扶助のサービス提供者の減少が制度の将来への懸念材料として報告されています。イギリスでは民事法律扶助のサービスの主たる担い手であるソリシターの数は2014-15年度の20,680人から21-22年度には18,140人（約12%の減）となり、民事法律扶助部門の維持自体が懸念されています。扶助弁護士の減少はオランダでも確実に進んでおり、大きな懸念が寄せられています。ドイツの憲法裁判所は2017年、資力の乏しい人が裁判所外の助言援助を受けることを権利として宣言しましたが、助言援助（Beratungshilfe）に携わる弁護士は減っていることが報告されています。フィンランドでは法律扶助事務所の空席が埋まらないことが報告されています。

イングランド・ウェイルズの状況

イングランド・ウェイルズは1949年法により世界で最初に国の資金による法律扶助を開始し、扶助大国として君臨してきましたが、1980年代から制度内容としても資金規模としても後退を続け、かつては国民の8割に法律扶助の受給資格があったのに対し、近年では18~22%にしか認められず、2012年の「法律扶助・判決及び犯罪者処罰法（LASPO法）」の下でほとんどの家庭、雇用、福祉給付、住宅、債務、医療過誤、移民法などの事件が原則として援助領域から外され、その結果本人訴訟の激増による人々の困難、裁判所事件の遅滞と裁判所の負担増加、他の公的サービス部門のコスト増などが指摘されていますが、民事法

律扶助の仕事で実際に報酬を請求したサービス提供組織は2014-15年度には1,570あったものが21-22年度には1,230となり、22%も減少しています。

イギリスでの法律扶助は現在は法律扶助局（LAA）からコントラクトを得たサービス提供組織（ソリシター事務所やロー・センターなどの非営利組織）により実施されていますが、法律扶助サービスを継続することはこうした組織にも、そこで働くソリシターにも大きな困難をもたらしています。

サービス提供組織（コントラクト保持者）が直面する困難

イングランド・ウェイルズでは1996年以来民事法律扶助報酬の改善は基本的になされず、2011年には報酬の10%がカットされました。その結果、インフレに対応する増額等はなされず、援助範囲のカットと援助条件の厳しさの結果、残った事件は処理がより困難で複雑なものが多くなり、住宅・債務事件と移民事件では特に困難があることが報告されています。

報酬の低さは、主として裁判外の援助に適用されるコントロールド・ワークの固定報酬と、裁判事件に適用されるライセンスト・ワークに適用される時間報酬に共通していますが、固定報酬は1時間当たりのコストを基礎に決められるところ、それは2006年以来変えられず、ライセンスト・ワークと比べても低いものになっています。

報酬の困難は報酬制度自体にもあります。報酬の種類は事件により異なり、288にものぼり、報酬の請求には電話の回数など詳細な報告が求められます。報酬をはじめとする制度の規定はしばしば変わり、これに対応することと、LAAとの対応に提供者は膨大な時間と手間を余儀なくされています。こうした時間や、事件の準備、調査、付加的サポートなどの時間は報酬としては支払われないため、提供者にとって大きな負担になっています。ある調査では、90分の仕事に対して支払われるのは60分だけだとも指摘されています。事件の処理と報酬の請求にかかるLAAの求めに対する対応は大きな苦痛を伴う作業で

あり、LAAの決定とその方法、結果には提供組織から強い不満が寄せられています。

ソリシターが直面する困難

特に LASPO 法以降、事件の困難化・複雑化により、サービス提供者であるソリシターには益々大きな負担がかかっています。法律扶助を必要とする対象者は、理解力に乏しい人、事件などからくるトラウマを抱えている人、メンタル・ヘルスに問題がある人、英語を話せない人、住居が不安定な人など弱い人々が多く、こうした人々はクラスター化した多くの複雑な問題を抱えています。更にこうした人々は法的問題の理解力も乏しいうえに、さまざまな回路を経てソリシター事務所によくやくたどり着いたもので切羽詰まった状態にあり、問題が拡大化して対応方法も限られていることがあります。またこうした人々の多くはデジタル・サービスを受けるうえでの困難（デジタル・デバイド）を抱えています。ソリシターはこうした人々に対して採り得る法的手段を検討するだけでなく、事件の見込みや手続きを説明してクライアントの理解を得るために多くの時間を取られます。更に、情緒の不安定な人や文字を書けない人のためには特別な配慮を求められ、援助を受ける人に求められる資力証明などの取得にも手を貸す必要があります。法律扶助を担当するソリシターは日常的に加重な勤務時間とバーンアウトの危機の中にいるといわれます。

リクルート・確保にも不安

法律扶助の仕事にはそれなりの知識と経験が必要であり、引き継がれていく必要があることから、新規のメンバーの確保と維持は重要ですが、法律扶助を扱う組織の規模は一般の法律事務所と比べて小さく、サラリーモ低くなっています。休暇や年金などの条件面でも劣るために、新規にソリシターを雇用することが困難で、主たるサービス提供者がやめることは、コントラクトを維持できなくなる危機をもたらします。

民事コントラクトをやめ、法律扶助から撤退した提供者の調査では、その理由として最も多かったのは「財政的に対応してゆけない」でしたが、「必要なスタッフを確保できない」が2番目になっています。提供者に支払われる報酬の低さが提供組織減少の最大の原因であることははつきりしています。

こうした事態の改善策として、司法省は2024年、

住宅法事件と移民法事件を中心とする報酬の改善をはかり、意見を求めてきました。しかしながら、うち続く提供者の減少は特に LASPO 法の下で家庭法、住宅法、労働法、福祉給付、移民などほとんどの事件を原則として援助分野から除外し、制度そのものを「残余的」スキームとして、人々が利用できなくしたことによる大きな原因があり、政府がなすべきことはまず制度自体を再編し、困難を抱える人々に初期的な法律扶助サービスをふたたび提供していくことと思われます。

民事法律扶助の対象と受給資格の範囲を狭め、困難な事件を残したイングランド・ウェールズに比べ、対象範囲と受給資格を比較的広くとっているオランダ（受給資格は23年で人口の34.4%）やフィンランド（18年では15歳以上の国民の52.6%）では民事法律扶助は普遍性を維持していますが、これらの国でも受任者の確保には困難が報告されています。オランダでは高齢化による退出と若手弁護士の参入の減少による受任弁護士の減少への対策として、法律事務所に補助金（surcharge）を提供して若手弁護士のトレーニングを援助するという提案がなされています。

民事扶助契約をやめた理由（イングランド・ウェールズ）

※複数回答

財政的に対応してゆけない	65%
必要なスタッフを確保できない	28%
主要なスタッフがやめて、代わる人がいない	24%
契約条件が困難	13%
需要がない	12%
対象範囲内に残った事件はより複雑	9%

（Review of Civil Legal Aid Summary Report p98より）

日本でも提供者の減少への動き

日本では民事法律扶助の仕事に携わる契約弁護士数はここ数年2万4千人台を維持していますが、日弁連が2022年11月～23年1月に実施したアンケート調査によると、代理援助事件を積極的に受任しない（しなくなった）理由としては「報酬が低い」「手続きが複雑」「処理が困難な事件が多い」などが挙げられ、「過去に契約していた」弁護士が解約した理由も、「報酬が低い」が85%、「手続きが複雑」が65%、「法テラスの対応に不満」が49%、「処理が困難な事件が多い」が46%（複数回答）となっています。扶助事件の継続意思については、「継続する意思がある」が49.4%、「契約を続けるか検討中である」が44.3%、「契約を終了する予定である」が6.2%となっています。また調査報告は「とりわけ経験年数の少ない『65期～74期』の弁護士が、民事法律扶助の契約において消極的であ

る傾向がみられたことは、今後、民事法律扶助の担い手がより早期に『離れていく』可能性を危惧させるものであり更なる実態解明が急務である」としています。このように、イングランド・ウェールズにおいて顕著にみられる法律扶助サービス提供者の問題は日本ではそれほどの懸念とはなっていないものの、今から慎重な対策を用意する必要があります。

過去に契約していた弁護士の解約理由（日本）

※複数回答

報酬が低い	85%
手続きが煩雑	65%
法テラスの対応に不満	49%
処理が困難な事件が多い	46%
他の業務で余裕なし	36%
報酬体系が不明瞭	33%

（民事法律扶助契約に関するアンケート調査報告書要約版P3より）

日弁連は24年2月、「民事法律扶助の報酬改善を求める意見書～まずは離婚関連事件から」をまとめ、法務大臣、財務大臣、日本司法支援センター理事長に提出しました。その概要は、

- (1) 民事法律扶助制度が権利実現のための持続可能な制度となるべく、まずは離婚関連事件の代理援助における弁護士報酬について、業務量に見合うよう抜本的に改善すべきである。
- (2) 離婚調停事件は、離婚関連事件の中でも基本となる事件であり、かつ、特に業務量に照らして低額であるので、代理援助における着手金について、20万円（税別）を下回らないものとすべきである。

(3) 現在離婚関連事件の代理援助において行われている関連事件減額・困難事件増額、離婚等の身分変動が得られた場合の報酬における評価、扶養料等の定期給付金の報酬に関する受任者の直接回収の制度については、受任者の業務量の観点から制度及び運用の検討・見直しを行うべきである。

(4) 弁護士報酬の改善によって利用者の負担が増えないよう、民事法律扶助の立替・償還制から原則給付制への転換、償還免除の抜本的大きさをはかるべきである。

というものです。

法律扶助における受任者の減少に対応し、援助ニーズを持つ人々を弁護士につなげるために、報酬だけでなく、弁護士の負担を減らすためのデジタル化の推進、信頼できる中間の介在者との連携、医療・社会福祉など異なる専門分野とのパートナーシップなど、広範な提言がなされていますが、問題を抱えて孤立している人々に信頼できる弁護士の法的助言を提供することは受給者の安心や福利にとどまらず、社会的安定のための包括的支援の中心に置かれるべきものです。

（おおいし てつお・理事）

【主な参考資料】

Ministry of Justice, Review of Civil Legal Aid-Summary Report (2025.1)

日本弁護士連合会「民事法律扶助契約に関するアンケート報告書」

編集後記

Editor's notes

- ◇ 再審制度の改正に向けた検討は、冤罪の防止とは真逆の動きにもなりかねません。袴田事件などの教訓を忘れずに、法曹関係者による真摯な反省の上に立つ制度設計が望まれます。
- ◇ 「日本人ファースト」など、外国人へのことさらな差別的動きが目立ちます。政府には冷静な対応を求めます。
- ◇ スパイ防止法は、日本が「スパイ天国」であるかのような認識に立つものではないでしょうか。既存の法律に何が足りないのか、慎重な検討が必要です。
- ◇ ウクライナ、ガザ、ベネズエラと、戦乱が続きます。大国が「法の支配」を踏みにじる時代ですがそれでも声を上げ続けることに意味はあります。
- ◇ 司法アクセス推進協会へのお問い合わせやご意見は、shihouaccess.suishin@gmail.com にお寄せください。